





単価表第 1 号

標準地調査 単価表

金 円也

10m×10m

1箇所 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
普通作業員			人				
計							

単価表第 2 号

踏査・打合せ・調査結果とりまとめ 単価表

金 円也

1式 当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体	特殊二次製品	
普通作業員	踏査・打合せ		人				
〃	調査結果とりまとめ		人				
計	20.00ha						

単価表第 3 号

周囲測量作業

縮尺：1/1,000

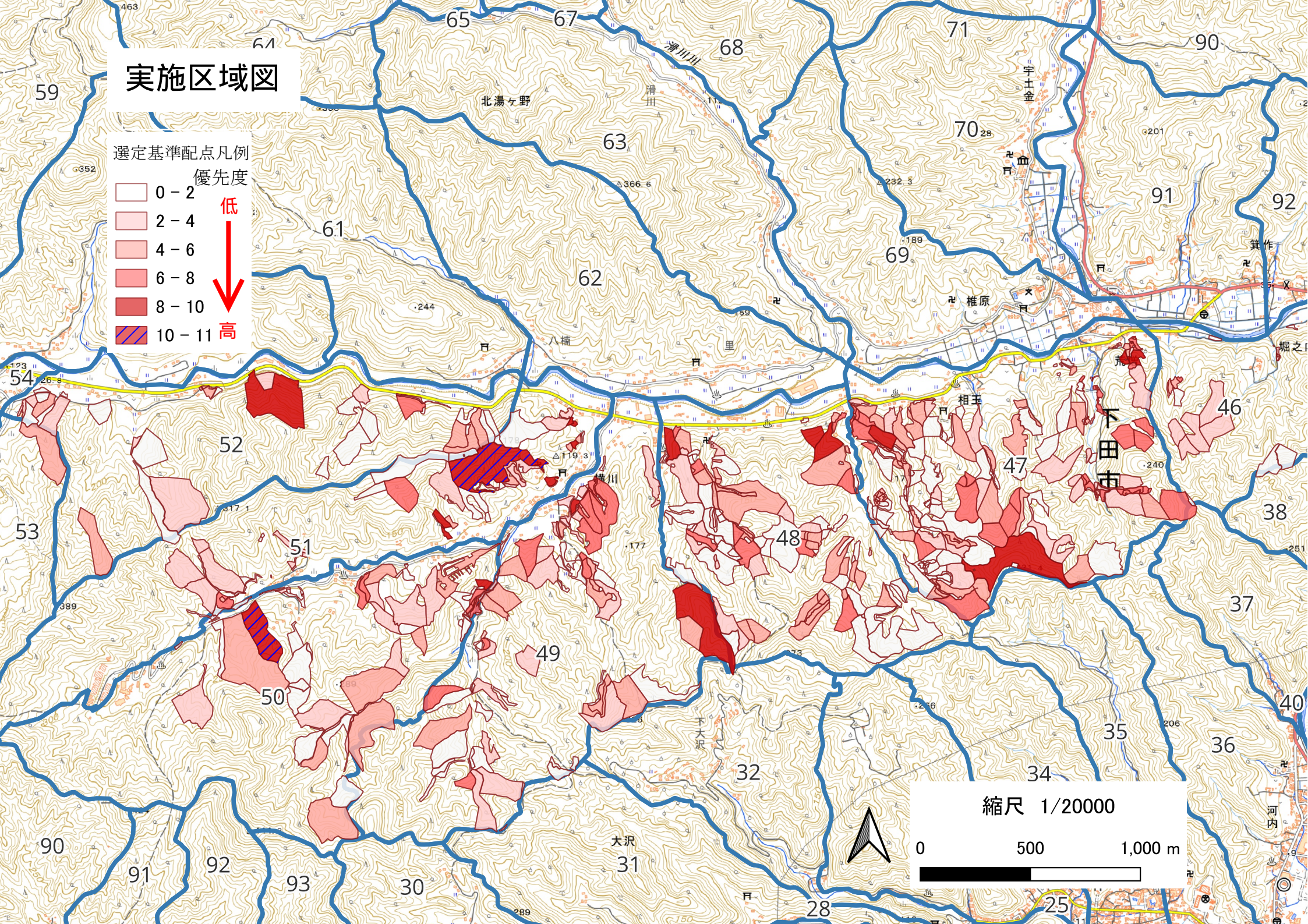
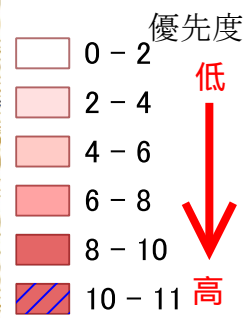
金 円也

1 km 当たり

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額		摘 要
					全 体		
直接人件費 外業 普通作業員			人				
直接人件費 内業 普通作業員			人				
労務費 外業 普通作業員			人				
機械器具経費			%				
材料費			%				
計 1 km 当り単価							

# 実施区域図

選定基準配点凡例



# 令和8年度 下田市森林経営管理権集積計画作成支援業務

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### (適用)

第1条 本仕様書は、「令和8年度 下田市森林経営管理権集積計画作成支援業務」(以下「本業務」という。)に適用し、本業務における主要事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本業務は、令和6年度に実施した下田市森林意向調査業務の結果及び令和7年度に実施した下田市経営管理権集積計画作成業務の成果に基づき、対象森林の現地調査(標準地調査)を実施し、森林経営管理権集積計画を作成することを目的とする。

#### (準拠法令等)

第3条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

#### (守秘義務等)

第4条 本業務の遂行上知り得た事柄を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いについては、下田市個人情報保護条例及び下田市個人情報保護条例施行規則によるものとする。

#### (関係官公署への手続き等)

第5条 本業務実践のために関係官公署への手続き等が必要な場合は、下田市(以下「発注者」という。)と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。  
また、関係官公署等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

#### (諸事故の処理)

第6条 受注者は、本業務実践中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

#### (貸与資料)

第7条 本業務を遂行するにあたり、必要な資料及びデータ等については無償で貸与するものとし、受注者は貸与された資料の破損、紛失、盗難等事故のないよう厳重に管理するものとする。  
また、貸与された資料等について発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での使用を禁止する。なお、業務完了後は速やかに貸与資料を返却しなければならない。

(疑義)

第 8 条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(成果品の帰属)

第 9 条 本業務の成果品及び作業行程中に作成した図面、資料、データ等は全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

(納期及び納入場所)

第 10 条 本業務の履行期限及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納 期 : 令和 9 年 1 月 22 日
- (2) 納入場所 : 下田市役所 産業振興課

## 第2章 業務内容

### (業務概要)

第11条 本業務は、以下の項目について、作業するものとする。

- (1) 対象森林の選定
  - 1.対象森林の選定
- (2) 現地調査の実施
  - 2.現地調査・現況確認
  - 3.現地調査の結果整理
- (3) 業務取りまとめ
  - 4.業務取りまとめ
- (4) 打合せ協議
  - 5.打合せ協議

### (業務対象範囲)

第12条 本業務の対象範囲は、別添実施区域図の内(相玉・横川地区内)約20haを選定し実施する。

(令和7年度からの継続区域)

### (業務内容)

第13条 本業務は、森林経営管理権集積計画を作成するために、対象森林の現地調査(標準地調査)を実施するものとする。

### (計画準備及び資料収集整理)

第14条 本業務の実施に先立ち、実施方針、実施体制、工程等を検討し、業務計画書としてとりまとめるとともに、本業務に必要な資料について収集整理するものとする。

### (対象森林の選定)

第15条 令和7年度に実施した下田市経営管理権集積計画作成業務により作成した対象森林選定基準の配点に基づき、森林の公益性・経済性及び経営管理権集積計画作成による効果が見込める地番を選定する。

### (現地調査・現況確認)

第16条 調査に関する同意を得た所有者の森林について、森林の施業界の確認を行うと共に、森林の状況を把握するため概ね1ha当たり1箇所(森林の状況によって1haに満たない箇所も含む。)、およびそ林層毎に標準地を選定した上で10mプロットでの毎木調査を実施する。

また、取得した座標データ等に関しては shape ファイル等のデータ形式として提出すること。

### (現地調査の結果整理)

第17条 現地調査の結果について、地番、該当林小班、現況樹種、現況面積、所有者名及び住所、プロ

ット調査結果が一覧として確認できるよう整理すること。なお、整理の方法については表計算ソフト等を活用し、今後の事業に利用できるよう工夫すること。

(業務取りまとめ)

第 18 条 本事業を総括し、報告書としてとりまとめる。業務のとりまとめの一環として、今後の取り組みについても発注者と協議すること。

(打合せ協議)

第 19 条 打ち合わせ協議は、初回、中間（1 回）及び納品時の合計 3 回を標準とするが、必要に応じて随時行う。打合せ事項について、受注者はその都度打合せ記録簿を発注者に提出し、両者の確認を行うものとする。

## 第4章 成果品

(成果品)

第 20 条 本業務における成果品は以下のとおりとする。また、紙媒体及び電子媒体の成果品は正副各 1 部を作成し提出する。

- (1) 報告書
- (2) 現地調査対象者一覧表
- (3) 現地調査結果表
- (4) 打合せ記録簿
- (5) その他、本業務で整備されたデータ等